平成２５年（フ）第２５３号
大阪府柏原市太平寺２丁目19番25号
債務者　浦地　正美
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
大阪府柏原市太平寺２丁目19番25号
債務者　浦地かよ子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
大阪府河内長野市木戸１丁目33番５号　２Ｆ
債務者　美馬れい子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
高知市石立町101番地１
債務者　大西　眞守
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５５号
高知市鴨部895番地15
債務者　西峯　謙次
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５７号
高知県香南市香我美町岸本328番地152
債務者　高松　道秋
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５８号
高知県香南市香我美町岸本328番地152
債務者　高松　隆子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５９号
高知県香南市香我美町岸本328番地152
債務者　高松ひとみ
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６７号
高知市介良丙1337番地１　改良住宅31号
債務者　藤岡　真樹
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６８号
高知市介良丙1337番地１　改良住宅31号
債務者　藤岡　和子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３７６号
東京都江戸川区中葛西４―13―５―202、住民票上の住所東京都江戸川区北葛西５丁目19―19
債務者　五十嵐広美
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３８３号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目19―１
債務者　近藤比呂美
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３９５号
東京都世田谷区経堂３丁目10―24―102
債務者　天野　仁美
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４００号
東京都練馬区北町５丁目８―26
債務者　近藤　香織（旧姓白土）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４０４号
東京都豊島区池袋３丁目71―21
債務者　渡邉　富子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４３６号
千葉県船橋市飯山満町２丁目508番地　医療法人同和会千葉病院、住民票上の住所千葉県船橋市松が丘２丁目19番４号
債務者　奥村　智彰
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部